

訪問リハビリテーション運営規程

医療法人社団 敬徳会

医療法人社団 敬徳会 [指定訪問リハビリテーション事業所]運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団敬徳会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士が、要介護状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の理学療法士又は作業療法士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 のぞみ訪問リハビリテーション事業所
- 2) 所在地 千葉県四街道市大日1685番地10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2) 医師 1名
医師は、訪問リハビリテーション計画を作成するにあたり、利用者の診療を行う。また、理学療法士及び作業療法士が指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項や負荷等の指示を行う。
- 3) 理学療法士及び作業療法士 1名以上 (常勤職員)
理学療法士及び作業療法士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 月曜日から土曜日まで、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用料等)

第 6 条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書も署名（記名押印）を受けることとする。

3) 前項以外の自己負担額として、

指定訪問リハビリテーションサービス実施記録の複写（1枚あたり 10円）

指定訪問リハビリテーションサービス提供地域以外の交通費（片道 100円）

とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、四街道市・千葉市・佐倉市・八千代市のうち事業所より概ね半径10Km以内の区域とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 9 条 事業所は、理学療法士及び作業療法士の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修年2回

- 3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団敬徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者からの苦情を処理するために、講ずる措置)

第 10 条 事業所は、利用者からの相談または苦情に対応するため、常設の窓口、担当者を設置する。

- 2) 担当者は、苦情の内容を聞き事実の確認を行い、その内容について三者で話し合い、処理について最善の努力をする。又、利用者の納得が得られない場合、利用者がそのサービスの継続利用を希望しない場合には、リハビリ計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第 11 条 虐待防止の為の指針を設ける。

- 2) 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- 3) 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4) 虐待防止の為の従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月12日に一部変更し施行する。

この規程は、平成30年9月15日に一部変更し施行する。

この規程は、令和6年4月1日に一部変更し施行する。